

- htoc(k) : スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬に係る再評価率
- shokyu(x) : 年度末に満 x 歳である者の標準報酬指数（昇給指数）

（３）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

- ・ 支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

- ・ 被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

- ・ 退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として 25 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。